

- 1 課長の第1項から第3項まで規定に関し、教育部長が不在のときは、第5条第1項の規定にかかわらず、他の課長が代決するものとする。
- 2 カルチャープラザのべおか館長に係る第1項から第3項までの規定の適用については、教育部長の例による。
- 3 社会教育課長、文化課長及び市立図書館館長に係る第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、カルチャープラザのべおか館長の決裁を受けるものとする。
- 4 青少年育成センター所長及び主査に係る第1項から第3項までの規定の適用については、係長の例による。

別表第2（第3条関係）

決裁者	事項
1 教育部長	課長の職務に専念する義務の免除の承認
2 総務課長	(1) 職員（教育部長及び課長を除く。）の営利企業等の従事許可 (2) 職員（教育部長及び課長を除く。）の職務に専念する義務の免除の承認 (3) 組合休暇の承認 (4) 臨時的任用職員の任免
3 青少年育成センター所長	(1) その管理に属する施設の使用許可 (2) 所属職員の市内出張命令 (3) 所属職員の有給休暇の承認 (4) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令

備考 青少年育成センター所長が不在のときは、青少年育成センター所長があらかじめ指定した職員が代決することができる。

別表第3（第8条関係）

指定合議職位	指定合議事項
1 総務課長	(1) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (2) 議会提出案件に関すること。 (3) 出張命令等（市内出張を除く。）に関すること。 (4) 教育委員会の所管する附属機関等の委員の任免に関すること。 (5) 行政文書の開示請求に係る次に掲げる事項の決定 ア 行政文書の開示決定等 イ 開示決定等の期限の延長 ウ 開示決定等の期限の特例の適用 エ 事案の移送 オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与 (6) 不服申立てに対する裁決又は決定に関すること。

事務	(2) 課長	○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員		○	
	(4) 非常勤の特別職職員及び職員以外の者	○		
3 時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事務	(1) 教育部長			教育長決裁
	(2) 課長	○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員		○	
4 文書に関する事務	(1) 告示及び公告	○		
	(2) 定例的な告示及び公告		○	
	(3) 行政文書の開示請求に係る次に掲げる事項の決定（重要又は異例に属するものを除く。） ア 行政文書の開示決定等 イ 開示決定等の期限の延長 ウ 開示決定等の期限の特例の適用 エ 事案の移送 オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与	○		
	(4) 公簿等の閲覧及び複写の許可		○	
	(5) 事実等の証明		○	
	(6) 公簿等の閲覧及び複写の許可		○	
5 その他の事務	(1) 法令等に基づく監督、検査、助言、勧告、指導等	○		
	(2) 法令等に基づく定例的な監督、検査、助言、勧告、指導等		○	
	(3) 申請書、計画書、要望書、協議書等の提出及び教育委員会に対する申請、届出、照会、要望等の処理（重要なものを除く。）	○		
	(4) 定例的な申請書、計画書、要望書、協議書等の提出及び教育委員会に対する申請、届出、照会、要望等の処理		○	
	(5) 儀式、行事、後援等の決定（重要なものを除く。）	○		
	(6) 定例的な儀式、行事、後援等の決定		○	
	(7) 行政財産の目的外使用許可（重要なものを除く。）	○		
	(8) 定例的な行政財産の目的外使用許可		○	
	(9) 法令上、教育委員会に処理義務のある事務の処理（重要なものを除く。）	○		
	(10) 法令上、教育委員会に処理義務のある定例的な事務の処理		○	
	(11) 公の施設の使用許可		○	

備考

を経て、決裁者の決裁を受けなければならない。

- 2 前項に規定する起案責任者、検討者及び合議すべき関係職位は、次表のとおりとする。ただし、教育行政上特に必要があるときは、市長又は副市長若しくは市長事務部局の関係のある部長若しくは課長に合議するものとする。

決裁者	検討者	起案責任者	合議すべき関係職位
教育長	教育部長	主管課長	関係のある課長
教育部長		主管課長	関係のある課長
課長		主管係長	関係のある課長及び係長
課長	主管係長	担当係員	関係のある課長及び係長

- 3 カルチャープラザのべおか館長に係る前項の規定の適用については、事案の内容に応じて検討者又は合議すべき関係職位とするものとする。
- 4 起案責任者は、別表第3の右欄に掲げる事項について決裁を受けようとするときは、同表の左欄に掲げる指定合議職位に合議しなければならない。この場合において、指定合議職位が不在のときは、第5条、第6条及び前条の規定を準用する。
- 5 合議を受けた関係職位は、事案に異議があるときは起案責任者と協議して調整し、意見調整ができないときは、起案文書にその旨を付記しなければならない。
- 6 起案責任者は、起案が廃案となり、又は当初の趣旨と異なって決裁されたときは、検討者及び合議した関係職位にその旨を通知しなければならない。

(解釈及び運用)

第9条 この訓令の解釈及び運用について疑義が生じたときは、教育部長が決定する。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年10月29日教委訓令第3号)

この訓令は、平成8年11月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月19日教委訓令第2号)

この訓令は、平成9年2月21日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日教委訓令第3号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日教委訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事務	事項	決裁者		摘要
		教育部長	課長	
1 休暇の承認その他職務に関する事務	(1) 教育部長			教育長決裁
	(2) 課長	○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員		○	
2 出張命令等に関する	(1) 教育部長			教育長決裁

# 延岡市教育委員会事務決裁規程

平成4年3月30日  
教育委員会訓令第3号

改正 平成6年4月1日教委訓令第2号 平成8年4月1日教委訓令第1号  
平成8年10月29日教委訓令第3号 平成9年2月19日教委訓令第2号  
平成10年3月31日教委訓令第2号 平成12年6月30日教委訓令第3号  
平成16年3月26日教委訓令第3号 平成19年3月30日教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、教育長の権限に属する事務に関する専決事項及び決裁手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、教育長又は教育長から専決権を与えられた職員が最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 教育長の権限に属する事務について、職員がその責任において決裁することをいう。
- (3) 代決 教育長又は専決すべき職員（以下「決裁者」という。）が出張、病気その他の理由（以下「不在」という。）により、その決裁を受けることができないとき、他の職員が決裁者に代わって決裁することをいう。
- (4) 起案責任者 起案し、検討者の検討を受け、合議者に合議し、及び決裁者の決裁を受けるべき責任者をいう。

(専決事項)

第3条 教育部長及び課長（社会教育センター館長及び市立図書館館長を含む。以下同じ。）の専決事項（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第2の右欄に掲げる事項については、同表左欄に掲げる職位が決裁するものとする。
- 3 前2項に専決事項として定められていない事項であっても、その内容により決裁することが適当であると認められるものは、同項に定める専決事項に準じて決裁することができる。

(決裁の制限)

第4条 専決権を与えられた職員は、決裁することができる事項であっても、重要又は異例に属するものについては、その上級職位の指示を受けなければ決裁することができない。

(代決)

第5条 決裁者が不在のときは、次表に掲げる順序により代決することができる。

決裁者	第1代決者	第2代決者
教育長	教育部長	総務課長
教育部長	総務課長	主管課長
課長	課長補佐	主管係長

- 2 社会教育課、文化課及び市立図書館の所管する事務に係る前項の規定の適用については、同項の表中「総務課長」とあるのは「カルチャープラザのべおか館長」とする。

(代決の制限)

第6条 代決者は、重要又は異例に属する事項については、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、決裁者からあらかじめ処理方針を指示されているとき又は決裁者の直属の上級職位の指示を受けたときは、この限りでない。

(代決の報告)

第7条 代決者は、代決をしたときは、その内容を速やかに決裁者に報告するものとする。

(決裁手続)

第8条 決裁を受ける事項については、起案責任者が起案し、検討者の検討及び関係職位の合議

	(3) 法令等に基づく監督、検査、助言、勧告、指導等		○		備考第5項
	(4) 法令等に基づく定例的な監督、検査、助言、勧告、指導等			○	
7 その他の事務	(1) 申請書、計画書、要望書、協議書等の提出及び市に対する申請、届出、照会、要望等の処理（重要なものを除く。）		○		
	(2) 定例的な申請書、計画書、要望書、協議書等の提出及び市に対する申請、届出、照会、要望等の処理			○	
	(3) 附属機関に対する諮問案の決定（重要なものを除く。）	○			
	(4) 儀式、行事、後援等の決定（軽易なものに限る。）			○	
	(5) 法令上、市に処理義務のある事務の処理（重要なものを除く。）		○		
	(6) 法令上、市に処理義務のある定例的な事務の処理			○	

備考

- 第1項に規定する事務のうち、部長に係るものの決裁者は、副市長（総括担当）とする。この場合において決裁者及び第一代決者が不在のときの第二代決者は、第5条の規定にかかわらず、他の部長とする。
- 課長及び課長補佐について第1項から第3項までの規定を適用する場合において、決裁者が不在のときは、第5条の規定にかかわらず、課長にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては部内の他の課長）が、課長補佐にあっては部内の他の課長（課長補佐を2人以上置く課にあっては課内の他の課長補佐）が代決するものとする。
- 部次長及び課次長並びに参事、副参事、監及び主幹に係る第1項から第3項までの規定の適用については、参事にあっては副市長（第1項の規定を適用する場合にあっては、副市長（総括担当））の、部次長、副参事及び監にあっては主管部長の、課次長及び主幹にあっては主管課長の決裁を受けるものとする。この場合において、決裁者が不在のときは、第5条の規定にかかわらず、部次長にあっては他の部長が、副参事にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては他の部長）が、監にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては部内の他の課長）が、課次長及び主幹にあっては部内の他の課長が代決するものとする。
- 支出命令及び戻入命令のうち、給料、職員手当等（退職手当及び合算して支出するものに限る。）、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金並びに賃金（合算して支出するものに限る。）に係るものの決裁者は、職員課長とする。
- 第6項第3号に掲げる事項には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第2項の規定による命令、同条第3項の規定による命令及び勧告、同条第4項の規定による命令、同法第57条の規定による命令、同法第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告、同法第58条第3項の規定による命令並びに同法第73条の規定により読み替えて適用する同法第72条各項の規定による制限及び命令を含まないものとする。

付表1（別表第1第5項第3号関係）

	エ 事案の移送 オ 第三者に対する意見書 提出の機会の付与				
	(5) 公簿等の閲覧及び複写 の許可				○
	(6) 事実等の証明				○
5 財務に関する事務	(1) 使用料、手数料、分担金、 市税等（以下「使用料等」と いう。）の歳入の調定及び納 入通知				○
	(2) 収入命令及び還付命令				○
	(3) 予算執行の決定及び支 出負担行為				付表1及び付表 1の2に定める ところによる。
	(4) 支出命令及び戻入命令				○ 備考第4項
	(5) 科目の更正				○
	(6) 使用料等の減免、納期限 の変更及び徴収猶予（条例、 規則等に基準がない場合）		○		
	(7) 使用料等の減免、納期限 の変更及び徴収猶予（条例、 規則等に基準がある場合）				○
	(8) 国県等に対する負担金、 補助金、交付金、措置費等の 交付請求				○
	(9) 滞納処分及び不納欠損 処分				○
	(10) 公の施設の使用許可				○
	(11) 行政財産の用途廃止及 び用途変更（重要なものを除 く。）	○			
	(12) 行政財産の目的外使用 許可及び占用許可		○		
	(13) 行政財産の目的外使用 許可及び占用許可（軽易なも のに限る。）				○
	(14) 公有財産の所管換及び種 別替え		○		
	(15) 物品の編入換及び所管 換並びに廃棄				○
	(16) 市有地の境界の確定				○
	(17) その他財務に関するこ と。				付表2に定める ところによる。
6 許認可等に関する 事務	(1) 許認可に関すること。				○ 付表3に定める ところによる。
	(2) 許可証、登録証、鑑札等 の再交付及び書換え並びに 返納の命令				○

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月20日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務	事項	決裁者			摘要
		副市長	部長	課長	
1 休暇の承認その他 サービスに関する事務	(1) 部長	○			備考第1項から 第3項まで
	(2) 課長		○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員			○	
2 出張命令等に関する 事務	(1) 部長	○			
	(2) 課長		○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員			○	
	(4) 非常勤の特別職職員及 び職員以外の者		○		
3 時間外勤務命令及 び休日勤務命令に関 する事務	(1) 部長	○			
	(2) 課長		○		
	(3) 課長補佐、係長及び課員			○	
4 文書に関する事務	(1) 軽易な訓令の改廃	○			
	(2) 告示及び公告		○		
	(3) 定例的な告示及び公告 並びに公示送達			○	
	(4) 行政文書の開示請求に 係る次に掲げる事項の決定 (重要又は異例に属するも のを除く。) ア 行政文書の開示決定等 イ 開示決定等の期限の延 長 ウ 開示決定等の期限の特 例の適用		○		

8 起案責任者は、起案が廃案となり、又は当初の趣旨と異なって決裁されたときは、検討者及び合議した関係職位にその旨を通知しなければならない。

(解釈及び運用)

第9条 この訓令の解釈及び運用について疑義が生じたときは、総務部長が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。  
(延岡市職務権限規程の廃止)
- 2 延岡市職務権限規程(昭和50年訓令第2号)は、廃止する。  
(延岡市議会事務局長等の補助執行規程の一部改正)
- 3 延岡市議会事務局長等の補助執行規程(昭和61年訓令第2号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(延岡市文書取扱規程の一部改正)
- 4 延岡市文書取扱規程(昭和54年訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(クリーンセンターに関する特例)
- 5 当分の間、規則第17条に規定するクリーンセンター清掃工場の所掌事務に関する決裁手続については、清掃工場長が課長としての職務を行うものとする。
- 6 当分の間、規則第17条に規定するクリーンセンターの資源対策課長及び清掃工場長に係る別表第1の第1項から第3項までの規定の適用については、同表の規定にかかわらず、クリーンセンター所長の決裁を受けるものとする。この場合において、クリーンセンター所長が不在のときは、資源対策課長に係るものにあつては清掃工場長が、清掃工場長に係るものにあつては資源対策課長が代決するものとする。  
(北方町総合支所、北浦町総合支所及び北川町総合支所に関する特例)
- 7 北方町総合支所、北浦町総合支所及び北川町総合支所の所掌事務のうち、重要又は異例に属するものについては、当該事務と関係のある部長及び本庁の課長に合議しなければならない。

附 則(平成4年7月18日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則(平成6年8月1日訓令第4号)  
この訓令は、平成6年8月1日から施行する。  
附 則(平成7年3月31日訓令第1号)  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則(平成8年3月29日訓令第5号)  
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則(平成9年3月31日訓令第3号)  
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則(平成10年3月30日訓令第3号)  
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則(平成12年3月31日訓令第4号)  
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則(平成12年6月20日訓令第5号)  
この訓令は、平成12年7月1日から施行する。  
附 則(平成14年6月14日訓令第4号)  
この訓令は、公布の日から施行する。  
附 則(平成14年8月30日訓令第6号)



決裁者	第一代決者	第二代決者
市長	副市長（総括担当）	副市長（特命担当）
副市長	他の副市長	主管部長
部長	主管課長	主管課長補佐
課長	課長補佐	主管係長

- 2 部次長（規則第11条第2項に規定する部次長及び総合支所組織規則第5条第1項に規定する支所次長をいう。以下同じ。）を置く部における前項の規定の適用については、同項の表中「主管課長」とあるのは「部次長」と、「主管課長補佐」とあるのは「主管課長」とし、課次長（規則第11条第1項に規定する課次長及び室次長をいう。以下同じ。）を置く課及び室における同項の規定の適用については、同項の表中「主管課長補佐」とあり、「課長補佐」とあるのは「課次長」とし、課長補佐を置かない課及び室における同項の規定の適用については、同項の表中「主管課長補佐」とあり、「課長補佐」とあるのは「主管係長」と、「主管係長」とあるのは「課長又は室長の指定する職員」とする。
- 3 参事（規則第12条第1項に規定する参事をいう。以下同じ。）を置く部における当該参事の職務（同項に規定する参事の職務をいう。）に関する第1項の規定の適用については、同項の表中「主管課長」とあるのは「参事」と、「主管課長補佐」とあるのは「主管課長」とする。
- 4 監（規則第12条第1項に規定する監をいう。以下同じ。）を置く課における当該監の職務（同項に規定する監の職務をいう。）に関する第1項の規定の適用については、同項の表中「主管課長補佐」とあり、「課長補佐」とあるのは「監」と、「主管係長」とあるのは「課長補佐」とする。

（代決の制限）

第6条 代決者は、重要又は異例に属する事項については、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、決裁者からあらかじめ処理方針を指示されているとき又は決裁者の直属の上級職位の指示を受けたときは、この限りでない。

（代決の報告）

第7条 代決者は、代決をしたときは、その内容を速やかに決裁者に報告するものとする。

（決裁手続）

第8条 決裁を受ける事項については、起案責任者が起案し、検討者の検討及び関係職位の合議を経て、決裁者の決裁を受けなければならない。

- 2 前項に規定する起案責任者、検討者及び合議すべき関係職位は、次表のとおりとする。

決裁者	検討者	起案責任者	合議すべき関係職位
市長	担当副市長 主管部長	主管課長	関係のある部長及び課長
副市長	主管部長	主管課長	関係のある部長及び課長
部長		主管課長	関係のある部長及び課長
課長	課長補佐	主管係長	関係のある課長
課長	課長補佐 主管係長	担当係員	関係のある課長

- 3 市長が別に定める重要又は異例に属する事項に係る前項の規定の適用については、同項の表検討者の欄中「担当副市長」とあるのは、「担当副市長及び他の副市長」とする。
- 4 部次長及び課次長並びに参事、副参事（規則第12条第2項に規定する副参事をいう。）、監及び主幹（同条第1項に規定する主幹をいう。）に係る第2項の規定の適用については、それぞれの職位に応じて検討者又は合議すべき関係職位とするものとする。
- 5 起案責任者は、別表第1付表1の2及び別表第3において指定合議職位を定めている事項について決裁を受けようとするときは、当該指定合議職位に合議しなければならない。
- 6 第5条から前条までの規定は、検討者が不在のとき及び合議者が不在のときについて準用する。
- 7 合議を受けた関係職位は、事案に異議があるときは起案責任者と協議して調整し、意見調整ができないときは、起案文書にその旨を付記しなければならない。

# 延岡市事務決裁規程

平成4年3月27日  
訓令第2号

改正	平成4年7月18日訓令第7号	平成5年3月24日訓令第3号
	平成6年3月31日訓令第2号	平成6年8月1日訓令第4号
	平成7年3月31日訓令第1号	平成8年3月29日訓令第5号
	平成9年3月31日訓令第3号	平成10年3月30日訓令第3号
	平成12年3月31日訓令第4号	平成12年6月20日訓令第5号
	平成14年6月14日訓令第4号	平成14年8月30日訓令第6号
	平成15年3月31日訓令第4号	平成16年3月31日訓令第5号
	平成18年3月31日訓令第8号	平成19年3月30日訓令第4号
	平成21年3月31日訓令第8号	平成22年6月30日訓令第7号
	平成23年3月25日訓令第2号	平成23年3月31日訓令第11号
	平成24年1月20日訓令第1号	平成25年3月29日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務に関する専決事項及び決裁手続について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 市長の権限に属する事務について、市長又は市長から専決権を与えられた職員が最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 市長の権限に属する事務について、職員がその責任において決裁することをいう。
- (3) 代決 市長又は専決すべき職員（以下「決裁者」という。）が出張、病気その他の理由（以下「不在」という。）により、その決裁を受けることができないとき、他の職員が決裁者に代わって決裁することをいう。
- (4) 部長 延岡市事務組織規則（昭和42年規則第1号。以下「規則」という。）第11条第1項に規定する部長及び延岡市北方町総合支所、北浦町総合支所及び北川町総合支所の組織等に関する規則（平成23年規則第6号。以下「総合支所組織規則」という。）第5条第1項に規定する支所長をいう。
- (5) 課長 規則第11条第1項に規定する課長及び室長並びに総合支所組織規則第5条第1項に規定する課長をいう。
- (6) 課長補佐 規則第11条第1項に規定する課次長及び室次長並びに課長補佐及び室長補佐並びに総合支所組織規則第5条第1項に規定する課長補佐をいう。
- (7) 係長 規則第11条第1項に規定する係長、規則第18条第3項に規定する支所長並びに総合支所組織規則第5条第1項に規定する係長をいう。
- (8) 起案責任者 起案し、検討者の検討を受け、合議者に合議し、及び決裁者の決裁を受けるべき責任者をいう。

(専決事項)

第3条 副市長、部長及び課長の専決事項（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。

2 別表第2の右欄に掲げる事項については、同表左欄に掲げる職位が決裁するものとする。

3 前2項に専決事項として定められていない事項であっても、その内容により決裁することが適当であると認められるものは、同項に定める専決事項に準じて決裁することができる。

(決裁の制限)

第4条 専決権を与えられた職員は、決裁することができる事項であっても、重要又は異例に属するものについては、その上級職位の指示を受けなければ決裁することができない。

(代決)

第5条 決裁者が不在のときは、次表に掲げる順序により代決することができる。

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（教育財産の管理等）

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 第四章 教育機関

##### 第一節 通則

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（教育機関の所管）

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

（教育機関の職員の任命）

第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

（職員の身分取扱）

- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

**(長の職務権限)**

**第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。**

- 一 大学に関する事。
- 二 私立学校に関する事。
- 三 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

**(職務権限の特例)**

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
  - 二 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

**(事務処理の法令準拠)**

**第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。**

**(事務の委任等)**

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
  - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。
  - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。
  - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。
  - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
  - 五 次条の規定による点検及び評価に関する事。
  - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関する事。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

**(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)**

- 2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。
- 3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

(事務局)

第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

- 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

- 2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。
- 3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
- 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。
- 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
- 7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。
- 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

(教育長の事務局の統括等)

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除き、これを拒むことができない。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 6 委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

(委員長)

第十二条 教育委員会は、委員（第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第十三条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 教育委員会の会議の議事は、第六項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前二項の規定による会議若しくは議事又は第六項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。
- 5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第十四条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十五条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第二節 教育長及び事務局

(教育長)

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長の職務)

第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)の者が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

4 委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(解職請求)

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

(失職)

第九条 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その職を失う。

一 第四条第二項各号の一に該当するに至った場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第百四十三条第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

(辞職)

第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

(服務等)

第十一条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号

〔総理・文部大臣署名〕

平成二四年 九月 五日号外法律第七二号〔地方自治法の一部を改正する法律附則一〇条による改正〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律をここに公布する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条―第十五条）

第二節 教育長及び事務局（第十六条―第二十二条）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十三条―第二十九条）

第四章 教育機関

第一節 通則（第三十条―第三十六条）

第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条の四）

第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条―第五十五条の二）

第六章 雑則（第五十六条―第六十三条）

附則

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては六人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては三人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年